



つがゆき 隣保館だより



令和4年 2月号

発行:都賀行隣保館 TEL 82-2679 FAX 74-2121

♥ プチと 人権講座 ♥ マスク着用に思う

今、日本全国はコロナ第六波に見舞われており、街中のほとんどの人はマスクを着用しています。皆さんもご経験があるかと思いますが、スーパーなどに行った時、マスクを忘れ、慌てて駐車場の車に引き返し、マスクを着けて入店したことが何回もあります。先日もマスクでメガネがくもり、少しずらしてレジに並んだのですが、「マスクをちゃんと着けてください」と即座に注意されました。マスクをしないで、歩いていると、怪訝な顔をされます。まさに短期間の間に「マスク着用」は「世間の常識」となりました。いわゆる「同調圧力」なるものもこのケースでは良い意味で働いているのではないかと思います。街中のマスクを着けている人々を見るたびに、差別をなくす機運がこのように盛り上がってほしいといつも思います。

差別をなくす方法の一つとして「差別をしない、許さない」という「社会常識」を形成し、行動に結びつけることも大事ではないかと思います。

「差別はよくない、許されないこと」という共通認識は社会の中で形成されていると思いますが、まだまだ日常の行動に結びついていないように思われます。

なぜ、「マスクをつける」ように差別をなくす行動が広まっていけないのでしょうか。

人間は誰でも時として「差別心」という「雑草」が心の中に芽生えることがあるのではないのでしょうか。

人間は誰も面白くない時、不満がある時、その不満を解消するために、自分より弱い、あるいは劣っていると思う人を差別などして留飲をさげる側面があります。この時は心の中に雑草が生えている状況でしょうか。

雑草が生い茂った田んぼ、畑、土地は外観も悪く、作業効率、収穫もよくありません。人間、地域社会にたとえると差別的な振る舞いをする人は醜く、差別意識を内包している地域も住みよい社会とは言えないでしょう。

一人ひとりが人権意識を高め、心の中の雑草を取り除く作業を地道に繰り返していくことが大事ではないのでしょうか。そうすることによって、自分の人間性も高められ、「雑草の少ない」地域づくりに繋がっていくのではないのでしょうか。

《 いきいきクラブ 》

ペットボトルのふたを使ってマグネット作りをしました。

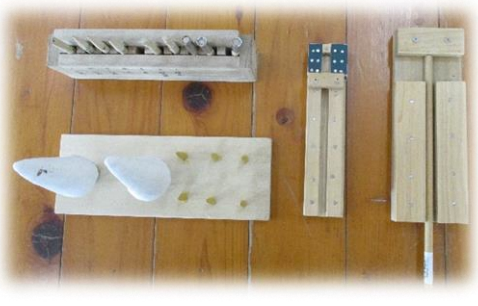
手先を使う細かい作業は認知症予防に!!

楽しみながら作ることでさらに脳が活発になったのではないのでしょうか!?



《 神楽面作り教室 》

いよいよ作業も大詰め!! ~絵付けの作業~



神楽面作りにはたくさんの工程があり、それぞれ工夫やアイデアを出しながら作成しています。

右側の写真は、鬼の牙を作る時の道具です。(新田一之さん作成)

牙の長さを測ったり、牙を作る時の工程順にいれる道具、ツノや牙に色を塗る時などに刺しておく道具…どれも、時間がかかる作業をスムーズに進めるための知恵です。技術もアイデアもすばらしいですね!!

《 相談事業 》 隣保館はいろいろな相談をお受けしています。

様々な差別事象や差別発言等の人権相談、パソコンの操作方法から申請書などの書き方、日常生活で困っている事や就労のことなど幅広く扱っています。各関係機関との連携を取りつつ、解決に向けて寄り添います。知りたいことやどこに相談していいかわからないなど、お気軽にご相談ください。

※ハローワークより求人情報が毎月隣保館に送られてきます。※
求職されている方や最新情報が知りたい方は、隣保館までご連絡ください。

◇ お知らせ ◇

❀ 卒業する6年生に贈る ~コサージュ作り~ ❀

【3月のいきいきクラブ活動・喜楽会】

3月10日(木) 10時40分~12時20分(10時隣保館集合)

場所:大和小学校

毎年、フラワーパーク活動に参加していただいている地域の方と大和小5年生と一緒にコサージュを作り、6年生に贈っています。今回はいきいきクラブと喜楽会の方にご協力をいただき、コサージュを作りたいと思います。

フラワーパーク活動の思い出を胸に6年生が卒業してくれることを願って、皆様のご協力をお願いします。

(新型コロナウイルスの感染状況により変更になる場合がありますので、ご承知おきください。)



『濃厚接触者』の定義について…

新型コロナウイルス感染症のPCR検査等で陽性になった者(患者)と、症状が出る2日前から入院等になるまでの期間に接触し、以下の範囲に該当する場合は濃厚接触者と定義されます。

- ・患者と同居あるいは長時間の接触(社内・航空機内等を含む)があった者
- ・適切な感染防護(マスクの着用など)なしに患者を診察、看護もしくは介護をした者
- ・患者の気道分泌液もしくは体液などの汚染物に直接触れた可能性がある者
- ・その他：手で触れることのできる距離(1m)で、必要な感染予防策なしで患者と15分以上の接触のあった者

【参考】国立感染症研究所感染症疫学センター「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要項」

実際には、この定義をもとに、保健所が患者、または家族や会社などから聞き取り調査をし、状況に応じて総合的に判断します。

待機期間短縮の概要



濃厚接触者の待機期間 10日間 → 7日間



社会機能維持者の待機期間 7日間 → 5日間



上記のいずれの場合であっても、10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を行っていただくをお願いします。

※1 最終接触日(陽性者と最後に接触した日)を0日として、7日間待機(8日目に待機解除)

※2 社会機能維持者については、7日を待たずとも、2日にわたる検査(4日目及び5日目に抗原定性検査キットを用いた検査)で陰性を確認することにより、5日間に待機期間を短縮することが可能(5日目から待機解除)となります。

※3 なお、令和4年1月28日より適用となり、同日時点で濃厚接触者である方にも適用となります。

※ 3月の予定 ※

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、教室終了後は、備え付けのアルコールにて、机や椅子等の消毒をしていた
だきますようよろしくお願いします。

3日(木) 神楽面作り教室

9日(水) 絵手紙ボランティア

10日(木) いきいきクラブ・喜楽会(コサージュ作り)

16日(水) フラワーアレンジメント・高梨フラワーアレンジメント教室

19日(土) 習字教室

24日(木) 閉講式 10時~(教育委員会:藤住亨さん)

25日(金) 切り絵教室

※町外の講師先生の講座は当面の間、中止とします。

※三者共催講演会は新型コロナウイルスの状況を考慮し、中止いたします。